

『争続』最前線

～相談職のための相続の基礎～

平成28年6月18日（土）13:30～15:45分まで伏見ライフプラザ10F 消費者研修室において、当会会員でもある弁護士の井上 洋一先生（愛三西尾法律事務所 所属）より『争続』最前線 ～相談職のための相続の基礎～ のテーマで講座を実施いたしました。（参加者は会員29名、非会員2名、合計31名の出席がありました。）



講義の内容は先ず「争族」にならないための心構えとして、争いが生じる要因を紐解きつつ、相続相談に関わる際の聴き手に必要な「心」の使い方の大切さをお話いただきました。次に、近年の動向、相続の基本として相続に関連する法改正や我が国での相続状況、そして相続が行われる際の様々なルール・制度の概要について説明がありました。その後、休憩を挟んで後半はよくある事例として、遺留分・遺言・特別受益・寄与分・相続放棄・法廷後見制度・相続人の行方不明・相続人不在のケース・特別縁故者・推定相続人の廃除と相続欠格・任意後見人制度・民事信託の活用をキーワードとした具体事例と共にその解説がありました。相続を取り巻いてどんな問題が生じていくのかについてイメージがついたところで、最後のまとめとして今から備えるポイントと目的別に相談すべき専門家や機関について教えて戴きました。



井上先生は、今回の講座では相談職の為の相続の基礎として「聴く側」の立場より必要な知識を授けてくださる構成でお話下さいました。様々な相談業務、又は相談を受ける立場の多い当協会会員様にとってすぐに実践に役立つ内容でした。また、全体を通して感じたのは、社会の中で人生を終えていく事はただ単に命が尽きるだけではスマートに終わらないのだと言う事。きちんとした自分の人生の手仕舞い方として、自分が消費しきれないモノやお金、それに伴う意志を次の世代に潤滑に継承していく事を元気な内に考える事はとても重要なのだという事を強く意識できるようになりました。今回教えて戴いた沢山のルールや制度を基に自分の財産（と言うほどのものではないにしろ）の棚卸をし、それを今後どのように扱っていくのか、家族や親しい人達とそれらをきちんと話す機会を持ち、相続についての考え方を共有していく事の大切さを学ばせていただくきっかけとなりました。

